

厚生労働省が2025年2月に発表した2024年の職場での熱中症による死亡者及び休業4日以上の上疾病者数（以下合わせて「死傷者数」という。）は、1,195人で、うち死亡者数は30人でした（2025年1月7日時点の速報値）。死傷者数は、数値が公表されている2005年以降最も多い人数で、死亡者数は3年連続で30人に上りました。

○ 職場における熱中症対策の強化について

こうした現状を受け、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ重篤化を防止するため、2025年4月15日に労働安全衛生規則が改正されました（6月1日施行）。この改正により、熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときの遵守事項として、以下の措置が事業者には義務付けられました。

(1)「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知

(2)熱中症のおそれがある作業員を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、①及び②の作成及び関係作業員への周知

①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症の重篤化を防止するために必要な措置の実施手順
対象となるのは、気温や湿度などから算出する暑さ指数(WBGT)が28度以上又は気温31度以上の環境下で、連続1時間以上又は1日4時間を超えることが見込まれる作業です。

○ 熱中症の重篤化防止が重要

熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍であり、死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加が懸念されます。

熱中症による死傷者数を減らすには、熱中症初期症状の放置・対応の遅れをできる限り少なくし、さらに、現場において死亡に至らせないための適切な対策の実施が必要です。

県民の皆さんには、ご自身の体調変化に十分に気を付けていただき、周囲の人の体調変化への配慮についても、ご協力をお願いします。



「職場における熱中症対策の強化について」（厚生労働省）
(https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/content/contents/2025-0418-7_pamphlet.pdf) より抜粋

愛知県気候変動適応センター
(環境調査センター 企画情報部)
電話 052-910-5489 (ダイヤルイン)

愛知県気候変動適応センターだよりのバックナンバーはこちら
<https://www.pref.aichi.jp/site/ailccac/tekiou-dayori.html>

